

平成27年度

社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会

事業計画

【基本方針】

昨今の社会情勢に目を向けますと、少子高齢化、過疎化、家族機能の脆弱化、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、住民同士の関係の希薄化など、地域社会を取り巻く状況は年々と変容しています。このような状況の中、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた場所で安心して暮らしていくためには、公的なサービスの充実や運用の改善とともに、日常生活圏域における支援ニーズへの気づき、日常的な見守り、交流、支えあい等、豊かな地域福祉活動が欠かせない状況となっております。

これらの取り組みの充実に向け、社協が従来から取り組んできた小地域での福祉活動やボランティア・住民活動の振興・支援の一層の拡充を図り、多様な生活課題や福祉課題に対応していくことが求められております。とりわけ地域福祉の推進に向けては、より住民に身近な立場から訪問・支援活動に取り組む民生委員・児童委員、地域ボランティア団体等の存在が不可欠であり、その活動の重要性は一層増してきております。

さて、本町での高齢者をめぐる状況としては、平成26年10月現在で高齢化率が30.20%となっており、今後においてもなお進行していく傾向にあります。こうしたことから、要支援・要介護認定者の増加や、それに伴う介護保険サービス利用者の増加が予測されています。しかし介護保険サービス利用者の増加等の反面、介護従事者不足、離職率等が新たな課題となっております。

このような状況下において、平成27年度には介護保険制度の見直しで、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった観点から、介護報酬が改定（△2.27%減額）され「新地域総合支援事業」へ移行することになっております。

また平成25年12月に制定された「生活困窮者自立支援法」が平成27年度から完全実施されることになっており、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化していくということで、「生活困窮者自立支援事業」として実施されます。

このような情勢を踏まえ、本会は高齢者や障害者等の社会的弱者の方々への総合的な支援活動の強化と、各種相談事業や生活困窮者自立支援事業の中で取り組む「日常生活自立支援事業」、生活福祉資金貸付事業などの「生活支援事業」、孤独死等の生活課題に向けた「地域支えあい事業」、自然災害等に対する「防災・減災活動事業」等をこれからも推進してまいります。

また、介護保険事業では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域の実情に合った地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が確保される体制）の構築に向け、中長期的な視点に立った関係機関との連携強化、地域ケア会議の推進、組織体制の充実等に積極的に取り組んでまいります。

地域住民・ボランティア・医療・保健・福祉・行政等の関係機関と連携をより密にして情報を共有するとともに、多くの課題等に協働して取り組み、誰もが安全で・安心し・生きがいを持って暮らせる「自然とやさしさ、心ふれあう福祉の郷」を構築するため職員一丸となり事業を展開してまいります。

【事業計画】

1. 社協の基盤強化
 - (1) 理事会・評議員会の開催
 - (2) 監事会の開催
 - (3) 役職員研修会等への参加
 - (4) 社協の組織体制強化
 - (5) 財務経営管理の強化
 - (6) 地域福祉活動・事業の企画及び実施
 - (7) 関係機関、団体等との連携強化
 - (8) 社協会員の増強、自主財源の確保
2. 広報宣伝活動の強化
 - (1) 社協広報の発行 年2回（春夏号、秋冬号を全戸配布）
 - (2) 町広報紙への掲載及び社協掲示板を利用しての情報公開
 - (3) 社協ホームページによる情報公開
3. 各種募金事業
 - (1) 共同募金（一般募金・歳末助け合い募金）運動の展開
 - (2) 日赤社員募集運動の展開
 - (3) 共同募金配分金事業の展開
 - (4) 東日本大震災義援金活動の展開
4. 地域福祉事業
 - (1) 生活困窮者自立支援事業
相談支援員を配置し、支援員が中心となり福祉関係機関等と連携して相談業務を行う。
 - ①生活福祉資金貸付事業
 - ア 民生・児童委員会と連携して要援護世帯への援助
 - イ 長期償還滞納者への償還指導
 - ②福祉サービス利用援助（日常生活自立支援）事業
 - ア 専門員、生活支援員、推進員の配置
 - イ 民生委員等関係機関連携して要援護者への援助
 - (2) 福祉つなぎ資金貸付事業
生活福祉資金制度の貸付決定者に対し一時的に貸付する。
 - (3) さんわ会事業
 - ア 要援護者マップ作成及び更新
 - イ 炊出し訓練
 - ウ 高齢者疑似体験
 - エ 赤十字救急法（AED体験等）講習会
 - オ その他
 - (4) 地域福祉活動計画推進事業
小地域活動、地域福祉活動の推進及び支援
 - (5) 心配ごと相談事業
 - ア 各種相談事業（各関係機関との連携）
 - イ 合同相談所開設

○ 三好地区

開催場所 ふれあい健康館
開催日時 毎月第2・第4木曜日
10時から12時まで
相談内容 心配ごと・人権・行政

○三加茂地区

開催場所 社協会議室
開催日時 毎月第1・第3金曜日
13時から15時まで
相談内容 心配ごと・人権・行政
身体障害者・傷痍軍人

ウ 相談員研修会への参加及び実施

(6) ボランティア事業

- ア 町ボランティア連絡協議会との連携強化
- イ ボランティア団体の育成及び、活動支援
- ウ 防災・災害ボランティアセンターの推進
- エ ボランティア入門講座、体験学習、研修会等の開催
- オ ボランティア保険への加入
- カ 児童・学生ボランティアの育成

(7) 配食サービス事業

- ア 食事サービスを全町内で実施
- イ 年末のもち、味噌の配食サービスの実施

(8) 高齢者移送サービス事業の管理運営受託

- ア 三好地域
増川地域 東山地域 畑、法市、足代山分地域
- イ 三加茂地域
大藤、奥村地域 加茂山地域
西庄、三枝地域 木藤、黒長谷、毛田、毛田西山地域

(9) 福祉用具貸与事業

電動ベッド・マット・エアーマット・車椅子を短期・長期的に貸し出しする。

(10) 各種福祉団体の事務局担当及び、活動の支援

- ア 町老人クラブ連合会
- イ 町遺族会
- ウ 町身体障害者会
- エ 町手をつなぐ育成会
- オ 町ゲートボール協会

(11) 善意銀行事業

- ア 啓発活動
- イ 効果的な地域社会への還元

(12) その他

- ア 児童と老人会の交流活動支援
- イ 幼児、児童とデイサービス利用者とのふれあい交流会開催
- ウ 高齢者の交通安全教室の開催

5. 介護保険事業等

(1) 地域包括支援センター事業

予防プラン作成、総合相談、介護予防支援事業、高齢者の虐待相談や権利擁護、地域のケアマネ支援、関係機関とのネットワーク等各種事業

(2) 介護保険事業及び障害者自立支援事業等

ア 通所介護事業所（おおぐす荘・さざんか荘）

- ・障害者デイサービス（生活支援）事業
- ・幼児、児童と利用者とのふれあい交流会開催
- ・非常時の避難訓練の実施

イ 訪問介護事業所

- ・介護保険訪問介護事業
- ・介護予防訪問介護事業
- ・障害者居宅介護事業
- ・重度訪問介護事業
- ・生活管理指導員派遣事業

ウ 訪問入浴介護事業所

- ・介護保険訪問入浴介護事業
- ・介護予防訪問入浴介護事業

エ 居宅介護支援事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・各種相談活動の実施

(3) 通所予防事業

- ・きらめき元気アップ事業

6. 介護用品事業

町内在住の障害者や虚弱高齢者におむつなどの介護用品を販売。

7. シルバー人材センター事業の運営受託

60歳以上の方を対象に、短期的・臨時的な労働に従事することで、生きがいの充実・社会参加促進を図る。

8. シルバー大学校・大学院事業の運営受託

多分野の学習と講師・学生間交流を通じて、能力の再開発、地域福祉推進リーダーの養成を行う。

ア. シルバー大学校（60歳以上）

受講日 毎週水曜日

定員 35名（総合コース20名、ICTコース15名）

イ. シルバー大学院（55歳以上）

受講日 毎週月曜日

定員 15名（ICTコースのみ）

9. その他本会の目的達成のため必要な事業